

**電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧		新	
第2 工事費 1 適用		第2 工事費 1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) ～ (略) (8)	(略)	(1) ～ (略) (8)	(略)
(9) 総合デジタル通信サービスに係る契約者回線番号等と同一の電話番号等となる場合の工事費の適用	現に利用している総合デジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送出機能の利用の廃止又はポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に契約者回線の設置、契約者回線の移転又は番号情報送出機能の利用の開始があった場合であって、その総合デジタル通信サービスにおいて利用している契約者回線番号又は追加番号と同一の番号が電話番号又は追加番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算して（施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、(3)欄のアの規定にかかわらず1,000円(税込価格 1,100円)を交換機等工事の額として）適用します。	(9) 総合デジタル通信サービスに係る契約者回線番号等と同一の電話番号等となる場合の工事費の適用	現に利用している総合デジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、番号情報送出機能の利用の廃止又はポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に契約者回線の設置又は番号情報送出機能の利用の開始があった場合であって、その総合デジタル通信サービスにおいて利用している契約者回線番号又は追加番号と同一の番号が電話番号又は追加番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算して（施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、(3)欄のアの規定にかかわらず1,000円(税込価格 1,100円)を交換機等工事の額として）適用します。
(10) ～ (略) (15)	(略)	(10) ～ (略) (15)	(略)
		附 則（令和6年8月30日東経営第000200000378号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和6年9月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	

総合デジタル通信サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
目次	目次
第1章	第1章
～ (略)	～ (略)
第3章	第3章
第4章 契約	第4章 契約
第1節 第1種総合デジタル通信サービスに係る契約	第1節 第1種総合デジタル通信サービスに係る契約
第6条	第6条
～ (略)	～ (略)
第9条	第9条
第10条 収容総合デジタル通信サービス取扱所	第10条 収容総合デジタル通信サービス取扱所
第11条 <u>第1種契約申込の方法</u>	第11条 <u>第1種契約申込</u>
第12条 <u>第1種契約申込の承諾</u>	第12条 <u>削除</u>
第13条 契約者回線番号	第13条 契約者回線番号
第14条	第14条
～ (略)	～ (略)
第22条	第22条
第2節 第2種総合デジタル通信サービスに係る契約	第2節 第2種総合デジタル通信サービスに係る契約
第23条 契約の種別	第23条 契約の種別
第24条 契約の単位	第24条 契約の単位
第25条 <u>第2種契約申込の方法</u>	第25条 <u>第2種契約申込</u>
第26条 <u>第2種契約申込の承諾</u>	第26条 <u>削除</u>
第27条 契約者回線番号	第27条 契約者回線番号
第28条	第28条
～ (略)	～ (略)
第33条	第33条
第5章	第5章
～ (略)	～ (略)
第9章	第9章
第10章 料金等	第10章 料金等
第1節 料金及び工事に関する費用	第1節 料金及び工事に関する費用
第48条 (略)	第48条 (略)
第2節 料金等の支払義務	第2節 料金等の支払義務
第49条	第49条
～ (略)	～ (略)
第51条	第51条

新旧対照

旧	新
第52条 手続きに関する料金の支払義務	第52条 手続きに関する料金の支払義務
第53条 <u>施設設置負担金の支払義務</u>	第53条 削除
第54条 工事費の支払義務	第54条 工事費の支払義務
第55条 <u>線路設置費の支払義務</u>	第55条 削除
第3節	第3節
～ (略)	～ (略)
第7節	第7節
第11章	第11章
～ (略)	～ (略)
第14章	第14章
別記 (略)	別記 (略)
料金表	料金表
通則	通則
第1表 (略)	第1表 (略)
第2表 工事に関する費用	第2表 工事に関する費用
第1 <u>施設設置負担金</u>	第1 削除
第2 工事費	第2 工事費
第3 <u>線路設置費</u>	第3 削除
第3表 (略)	第3表 (略)
第4表 (略)	第4表 (略)
別表 (略)	別表 (略)
附則	附則

新旧対照

旧	新								
(契約の種別) 第6条 第1種総合デジタル通信サービスに係る契約には、次の種別があります。 (1) 第1種契約 (2) 臨時第1種契約 2 第1種契約には、次の区分があります。 <table border="1"> <tr> <td>タイプ1</td><td>料金表第2表第1（施設設置負担金）に規定する施設設置負担金の支払いを要するもの</td></tr> <tr> <td>タイプ2</td><td>タイプ1以外のもの</td></tr> </table>	タイプ1	料金表第2表第1（施設設置負担金）に規定する施設設置負担金の支払いを要するもの	タイプ2	タイプ1以外のもの	(契約の種別) 第6条 第1種総合デジタル通信サービスに係る契約には、次の種別があります。 (1) 第1種契約 (2) 臨時第1種契約 2 第1種契約には、次の区分があります。 <table border="1"> <tr> <td>タイプ1</td><td>施設設置負担金の支払いを要したもの</td></tr> <tr> <td>タイプ2</td><td>タイプ1以外のもの</td></tr> </table>	タイプ1	施設設置負担金の支払いを要したもの	タイプ2	タイプ1以外のもの
タイプ1	料金表第2表第1（施設設置負担金）に規定する施設設置負担金の支払いを要するもの								
タイプ2	タイプ1以外のもの								
タイプ1	施設設置負担金の支払いを要したもの								
タイプ2	タイプ1以外のもの								
(第1種契約申込の方法) 第11条 第1種契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う総合デジタル通信サービス取扱所に提出していただきます。 (第1種契約申込の承諾) 第12条 当社は、第1種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種契約の申込みを承諾しないことがあります。 (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。 (2) 第1種契約の申込みをした者が総合デジタル通信サービスの料金又は工事に關する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (3) 国際通信に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。 (4) 第69条（利用に係る契約者の義務）又は第69条の2（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。 (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。	(第1種契約申込) 第11条 第1種契約の申込みは、行うことができません。 第12条 削除								
(契約者回線の移転) 第15条 第1種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（第1種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。	(契約者回線の移転) 第15条 第1種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができません。								

新旧対照

旧	新
(契約者回線の異経路) 第16条 当社は、<u>当社の業務の遂行上支障のない場合において、第1種契約者（臨時第1種契約者を除きます。）の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。</u><u>この場合において、当社は、その契約者回線を第10条（収容総合デジタル通信サービス取扱所）第1項に規定する総合デジタル通信サービス取扱所以外の当社が指定する総合デジタル通信サービス取扱所（同項に規定する総合デジタル通信サービス取扱所の所在する単位料金区域（電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。）内の総合デジタル通信サービス取扱所とします。）の取扱所交換設備に収容することがあります。</u>	(契約者回線の異経路) 第16条 当社は、契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置した場合において、その契約者回線を第10条（収容総合デジタル通信サービス取扱所）第1項に規定する総合デジタル通信サービス取扱所以外の当社が指定する総合デジタル通信サービス取扱所（同項に規定する総合デジタル通信サービス取扱所の所在する単位料金区域（電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。）内の総合デジタル通信サービス取扱所とします。）の取扱所交換設備に収容することがあります。 <u>2 第1種契約者は、契約者回線の異経路の請求をすることができません。</u>
(契約者回線の利用休止) 第18条 当社は、第1種契約者（タイプ2に係る契約者及び臨時第1種契約者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、契約者回線の利用休止（その契約者回線及び契約者回線番号を他に転用することを条件として、その契約者回線を<u>一時的に</u>利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。 2 契約者回線の利用休止期間（<u>その契約者回線を利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間</u>をいいます。以下同じとします。）は、5年を限度とします。 3 契約者回線の利用休止期間が5年を経過した後、第1種契約者が新たに契約者回線の利用休止又は<u>再利用</u>の請求を行わない場合において、その5年を経過した日から起算してさらに5年を経過したときは、その契約は、解除されたものとします。	(契約者回線の利用休止) 第18条 当社は、第1種契約者（タイプ2に係る契約者及び臨時第1種契約者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、契約者回線の利用休止（その契約者回線及び契約者回線番号を他に転用することを条件として、その契約者回線を利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。 2 契約者回線の利用休止期間は、<u>その契約者回線を利用できないようにした日から起算して5年を限度とします。</u> 3 契約者回線の利用休止期間が5年を経過した後、第1種契約者が新たに契約者回線の利用休止の請求を行わない場合において、その5年を経過した日から起算してさらに5年を経過したときは、その契約は、解除されたものとします。 <u>4 契約者回線の利用休止をしている第1種契約者は、再利用の請求をすることができません。</u> <u>(注) 利用休止している第1種契約を解除すると同時に、新たに電話サービス契約約款に定める加入電話（タイプ1のものに限ります。以下この条において同じとします。）に係る契約を締結して、利用休止する前の契約者回線の終端の場所で加入電話の提供を受ける場合の施設設置負担金の適用については、電話サービス契約約款に定めるところによります。</u>

新旧対照

旧	新
(当社が行う第1種契約の解除) 第21条 当社は、次の場合には、その第1種契約を解除することがあります。 (1) <u>第43条(利用停止)の規定により第1種総合デジタル通信サービスの利用を停止された第1種契約者が、なおその事実を解消しないとき。</u> (2) <u>当社が別に定めるDSL方式に起因する事象(以下「DSL方式に起因する事象」といいます。)が生じている契約者回線について、回線収容替え(契約者回線に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。)を実施してもなおその状況が改善されないとき又は他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替えを行うことができないときであって、第12条(第1種契約申込の承諾)第2項の各号の規定に該当するとき。</u> 2 当社は、第1種契約者が第43条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1種総合デジタル通信サービスの利用停止をしないでその第1種契約を解除することがあります。 3 当社は、前2項の規定により、その第1種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種契約者にそのことを通知します。 (注) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定めるDSL方式に起因する事象は、専用サービス契約約款に規定するDSL方式に起因する事象とします。	(当社が行う第1種契約の解除) 第21条 当社は、<u>第43条(利用停止)の規定により第1種総合デジタル通信サービスの利用を停止された第1種契約者が、なおその事実を解消しない場合には、その第1種契約を解除することがあります。</u> 2 当社は、<u>当社が別に定めるDSL方式に起因する事象(以下「DSL方式に起因する事象」といいます。)が生じている契約者回線について、回線収容替え(契約者回線に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。)を実施してもなおその状況が改善されないとき又は他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替えを行うことができないときであって、次の各号の規定に該当するときは、その第1種契約を解除することがあります。</u> (1) <u>契約者回線を保守することが技術上著しく困難なとき。</u> (2) <u>第1種契約者が総合デジタル通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</u> (3) <u>国際通信に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。</u> (4) <u>第69条(利用に係る契約者の義務)又は第69条の2(利用上の制限)の規定に違反するおそれがあるとき。</u> (5) <u>その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</u> 3 当社は、第1種契約者が第43条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1種総合デジタル通信サービスの利用停止をしないでその第1種契約を解除することがあります。 4 当社は、前3項の規定により、その第1種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種契約者にそのことを通知します。 (注) 本条第2項に規定する当社が別に定めるDSL方式に起因する事象は、専用サービス契約約款に規定するDSL方式に起因する事象とします。
(第2種契約申込の方法) 第25条 第2種契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う総合デジタル通信サービス取扱所に提出していただきます。 2 前項の場合において、その第2種契約の申込みが24B利用に係る第2種契約の申込みであるときは、共用契約者回線として第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービス(23B+D利用に限ります。)の契約者回線を指定していただきます。	(第2種契約申込) 第25条 第2種契約の申込みは、<u>行うことができません。</u>

新旧対照

旧	新
<u>(第2種契約申込の承諾)</u> 第26条 当社は、第2種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種契約の申込みを承諾しないことがあります。 (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。 (2) 第2種契約の申込みをした者が第2種総合デジタル通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (3) 国際通信に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。 (4) 第69条（利用に係る契約者の義務）又は第69条の2（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。 (5) 24B利用に係る第2種契約の申込みにあつては、その第2種契約の申込みをした者が、共用契約者回線の契約者でないとき。 (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。	第26条 削除
<u>(共用契約者回線の指定の変更等)</u> 第28条 当社は、24B利用に係る第2種契約者から請求があったときは、共用契約者回線の指定の変更を行います。 2 前項の指定によるほか、当社は、共用契約者回線の移転等により、第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）第3項の規定に該当しなくなったとき、又は共用契約者回線の第2種契約者が24B利用を廃止したときは、速やかに共用契約者回線の指定の変更等の請求をしていただきます。 3 当社は、前2項の請求があったときは、<u>第26条（第2種契約申込の承諾）</u>の規定に準じて取り扱います。 4 当社は、第2項の規定により第2種契約者が速やかに指定の変更等の請求を行わないときは、その契約者回線について、次条に規定する区別の変更の請求があったものとして取り扱います。 <u>(区別の変更)</u> 第29条 当社は、第2種契約者から請求があったときは、23B＋D利用と24B利用との間の変更（以下「区別の変更」といいます。）を行います。 2 当社は、前項の請求があったときは、<u>第26条（第2種契約申込の承諾）</u>の規定に準じて取り扱います。	<u>(共用契約者回線の指定の変更等)</u> 第28条 当社は、24B利用に係る第2種契約者から請求があったときは、共用契約者回線の指定の変更（その指定を受ける共用契約者回線の契約者が、第2種契約者と同一の者である場合に限ります。）を行います。 2 前項の指定によるほか、当社は、共用契約者回線の<u>契約の解除等</u>により、第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）第3項の規定に該当しなくなったとき、又は共用契約者回線の第2種契約者が24B利用を廃止したときは、速やかに共用契約者回線の指定の変更等の請求をしていただきます。 3 当社は、前2項の請求があったときは、<u>第21条（当社が行う第1種契約の解除）第2項の各号</u>の規定に準じて取り扱います。 4 当社は、第2項の規定により第2種契約者が速やかに指定の変更等の請求を行わないときは、その契約者回線について、次条に規定する区別の変更の請求があったものとして取り扱います。 <u>(区別の変更)</u> 第29条 当社は、第2種契約者から請求があったときは、23B＋D利用と24B利用との間の変更（以下「区別の変更」といいます。）を行います。<u>24B利用への区別の変更においては、共用契約者回線として第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービス（23B＋D利用に限ります。）の契約者回線（その契約者が、第2種契約者と同一の者である場合に限ります。）を指定していただきます。</u> 2 当社は、前項の請求があったときは、<u>第21条（当社が行う第1種契約の解除）第2項の各号</u>の規定に準じて取り扱います。

新旧対照

旧	新																
(契約者回線の移転) 第30条 第2種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。 2 当社は、前項の請求があったときは、第26条（第2種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。	(契約者回線の移転) 第30条 第2種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができません。																
(料金及び工事に関する費用) 第48条 当社が提供する総合デジタル通信サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。 2 当社が提供する総合デジタル通信サービスの工事に関する費用は、<u>施設設置負担金、工事費及び線路設置費</u>とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。 (注) (略) (基本料金の支払義務) 第49条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線、付加機能（当社が別に定める付加機能を除きます。以下この条において同じとします。）又は端末設備の提供を開始した日から起算して契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（基本料金）に規定する基本料金の支払いを要します。 2 前項の期間において、利用の一時中断等により総合デジタル通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。 (1) ～ (略) (3) (4) 前3号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、総合デジタル通信サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>支払いを要しない料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>3 契約者回線の利用休止をしたとき。</td><td>契約者回線の利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその総合デジタル通信サービスについての料金</td></tr> </tbody> </table>	区 分	支払いを要しない料金	1 (略)	(略)	2 (略)	(略)	3 契約者回線の利用休止をしたとき。	契約者回線の利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその総合デジタル通信サービスについての料金	(料金及び工事に関する費用) 第48条 当社が提供する総合デジタル通信サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。 2 当社が提供する総合デジタル通信サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。 (注) (略) (基本料金の支払義務) 第49条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線、付加機能（当社が別に定める付加機能を除きます。以下この条において同じとします。）又は端末設備の提供を開始した日から起算して契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（基本料金）に規定する基本料金の支払いを要します。 2 前項の期間において、利用の一時中断等により総合デジタル通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。 (1) ～ (略) (3) (4) 前3号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、総合デジタル通信サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>支払いを要しない料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>3 契約者回線の利用休止をしたとき。</td><td>契約者回線の利用休止をした日から起算した利用期間中の日数に対応するその総合デジタル通信サービスについての料金</td></tr> </tbody> </table>	区 分	支払いを要しない料金	1 (略)	(略)	2 (略)	(略)	3 契約者回線の利用休止をしたとき。	契約者回線の利用休止をした日から起算した利用期間中の日数に対応するその総合デジタル通信サービスについての料金
区 分	支払いを要しない料金																
1 (略)	(略)																
2 (略)	(略)																
3 契約者回線の利用休止をしたとき。	契約者回線の利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその総合デジタル通信サービスについての料金																
区 分	支払いを要しない料金																
1 (略)	(略)																
2 (略)	(略)																
3 契約者回線の利用休止をしたとき。	契約者回線の利用休止をした日から起算した利用期間中の日数に対応するその総合デジタル通信サービスについての料金																

新旧対照

旧	新
4 移転に伴って、総合デジタル通信サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により総合デジタル通信サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除きます。）。 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 （注）本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第2（通信料金）に規定する通信の付加サービスとします。	4 端末設備の移転に伴って、総合デジタル通信サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により総合デジタル通信サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 （注）本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第2（通信料金）に規定する通信の付加サービスとします。
（手続きに関する料金の支払義務） 第52条 契約者は、総合デジタル通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。 ただし、その契約者回線の設置工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。 （施設設置負担金の支払義務） 第53条 契約者は、総合デジタル通信サービスに係る契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（施設設置負担金）に規定する施設設置負担金の支払いを要します。 ただし、契約者回線の設置工事の完了前にその工事に係る契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその施設設置負担金が支払われているときは、当社は、その施設設置負担金を返還します。 （工事費の支払義務） 第54条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第2（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。 ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。 2 （略）	（手続きに関する料金の支払義務） 第52条 契約者は、総合デジタル通信サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。 ただし、その契約者回線の設置工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。 第53条 削除 （工事費の支払義務） 第54条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第2（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。 ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。 2 （略）

新旧対照

旧	新
<u>(線路設置費の支払義務)</u> 第55条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第3（線路設置費）に規定する線路設置費の支払いを要します。 <u>ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。</u> (1) (2)以外の場合 ア 契約者回線の終端が総合デジタル通信サービス区域（契約者回線がその収容総合デジタル通信サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域とします。以下この条において同じとします。）外となる契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。 イ 移転後の契約者回線の終端が総合デジタル通信サービス区域外となる契約者回線の移転（移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。 (2) 契約者回線が異経路となる場合 <u>契約者回線を異経路とすることの請求をし、その承諾を受けたとき。</u> 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（契約者回線が異経路となる場合以外の場合にあっては、総合デジタル通信サービス区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用に消費税相当額を加算した額とします。	第55条 削除
<u>(他の電気通信事業者との利用契約の締結)</u> 第67条 総合デジタル通信サービスに係る<u>契約の申込みの承諾を受けた者又は利用権を譲り受けることの承認を受けた者</u>（以下この条において「第1種契約者等」といいます。）は、別記23に定める電気通信事業者（<u>電気通信事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。</u>）がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その電気通信事業者と別記23に定める利用契約を締結したことになります。 ただし、第1種契約者等からその電気通信事業者に対してその利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。 2 （略）	<u>(他の電気通信事業者との利用契約の締結)</u> 第67条 総合デジタル通信サービスに係る利用権を譲り受けることの承認を受けた者（以下この条において「第1種契約者等」といいます。）は、別記23に定める電気通信事業者（事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。）がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その電気通信事業者と別記23に定める利用契約を締結したことになります。 ただし、第1種契約者等からその電気通信事業者に対してその利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。 2 （略）

新旧対照

旧	新
別記 1 ～ （略） 11の3 11の4 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い 契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第49条（基本料金の支払義務）から第55条（線路設置費の支払義務）までの規定、第59条（相互接続通信の料金の取扱い）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。	別記 1 ～ （略） 11の3 11の4 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い 契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第49条（基本料金の支払義務）から第54条（工事費の支払義務）までの規定、第59条（相互接続通信の料金の取扱い）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。
16 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行 当社は、総合デジタル通信サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。	16 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行 当社は、総合デジタル通信サービスに係る契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

新旧対照

旧	新																
料金表 通則 1 ～ （略） 12 （消費税相当額の加算） 13 第49条（基本料金の支払義務）から第55条（線路設置費の支払義務）までの規定、第59条（相互接続通信の料金の取扱い）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。 ただし、国際通信に係る料金及びデジタル公衆電話の電話機等から行う通信（当社が別に定める付加機能を利用して行う通信及び当社が別に定める相互接続通信を除きます。）に係る料金については、この限りではありません。 (注1) ～ （略） (注4)	料金表 通則 1 ～ （略） 12 （消費税相当額の加算） 13 第49条（基本料金の支払義務）から第54条（工事費の支払義務）までの規定、第59条（相互接続通信の料金の取扱い）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。 ただし、国際通信に係る料金及びデジタル公衆電話の電話機等から行う通信（当社が別に定める付加機能を利用して行う通信及び当社が別に定める相互接続通信を除きます。）に係る料金については、この限りではありません。 (注1) ～ （略） (注4)																
第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスに関する料金を除きます。） 第1 基本料金 （略） 基本料金別表 選択制による付加機能使用料 番号情報送出機能の選択制付加機能使用料（ダイヤルインエコノプラン） <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) 定義等</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(2) 承諾</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(3) 選択制付加機能使用料の適用</td><td>ア （略） イ （略） ウ 当社は、契約者回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この選択制付加機能使用料を廃止します。 （ア） 契約の解除があったとき。 （イ） 利用休止があったとき。 （ウ） 利用権の譲渡があったとき。 （エ） <u>移転等</u>に伴い契約者回線番号又は追加番号の変更があったとき。 （オ） ～ （略） （ク） エ （略）</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) 定義等	(略)	(2) 承諾	(略)	(3) 選択制付加機能使用料の適用	ア （略） イ （略） ウ 当社は、契約者回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この選択制付加機能使用料を廃止します。 （ア） 契約の解除があったとき。 （イ） 利用休止があったとき。 （ウ） 利用権の譲渡があったとき。 （エ） <u>移転等</u> に伴い契約者回線番号又は追加番号の変更があったとき。 （オ） ～ （略） （ク） エ （略）	第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスに関する料金を除きます。） 第1 基本料金 （略） 基本料金別表 選択制による付加機能使用料 番号情報送出機能の選択制付加機能使用料（ダイヤルインエコノプラン） <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) 定義等</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(2) 承諾</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(3) 選択制付加機能使用料の適用</td><td>ア （略） イ （略） ウ 当社は、契約者回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この選択制付加機能使用料を廃止します。 （ア） 契約の解除があったとき。 （イ） 利用休止があったとき。 （ウ） 利用権の譲渡があったとき。 （エ） 契約者回線番号又は追加番号の変更があったとき。 （オ） ～ （略） （ク） エ （略）</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) 定義等	(略)	(2) 承諾	(略)	(3) 選択制付加機能使用料の適用	ア （略） イ （略） ウ 当社は、契約者回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この選択制付加機能使用料を廃止します。 （ア） 契約の解除があったとき。 （イ） 利用休止があったとき。 （ウ） 利用権の譲渡があったとき。 （エ） 契約者回線番号又は追加番号の変更があったとき。 （オ） ～ （略） （ク） エ （略）
区 分	内 容																
(1) 定義等	(略)																
(2) 承諾	(略)																
(3) 選択制付加機能使用料の適用	ア （略） イ （略） ウ 当社は、契約者回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この選択制付加機能使用料を廃止します。 （ア） 契約の解除があったとき。 （イ） 利用休止があったとき。 （ウ） 利用権の譲渡があったとき。 （エ） <u>移転等</u> に伴い契約者回線番号又は追加番号の変更があったとき。 （オ） ～ （略） （ク） エ （略）																
区 分	内 容																
(1) 定義等	(略)																
(2) 承諾	(略)																
(3) 選択制付加機能使用料の適用	ア （略） イ （略） ウ 当社は、契約者回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この選択制付加機能使用料を廃止します。 （ア） 契約の解除があったとき。 （イ） 利用休止があったとき。 （ウ） 利用権の譲渡があったとき。 （エ） 契約者回線番号又は追加番号の変更があったとき。 （オ） ～ （略） （ク） エ （略）																

新旧対照

旧

	オ（略）
(4)（略）	（略）

第2 通信料金（略）

第3 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容	
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	種 別	内 容
	契約料	第1種総合デジタル通信サービスに係る契約（臨時第1種契約以外のものに限ります。）又は第2種総合デジタル通信サービスに係る契約（臨時第2種契約以外のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	譲渡承認手数料	（略）
(2) 契約料の適用に関する特例	次の場合には、2（料金額）にかかわらず、契約料は適用しません。 ア 西日本電信電話株式会社と総合デジタル通信サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の総合デジタル通信サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を西日本電信電話株式会社からの通知により確認できたとき イ 当社又は西日本電信電話株式会社が提供する特定地域向けの音声利用IP通信網サービスに係る契約者が、現に利用している特定地域向けの音声利用IP通信網サービスに係る契約を解除すると同時に、総合デジタル通信サービスに係る契約を締結するとき。	

2 料金額

料金種別	単 位	料 金 額
契約料	1 契約ごとに	800円(税込価格 880円)
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800円(税込価格 880円)

新

	オ（略）
(4)（略）	（略）

第2 通信料金（略）

第3 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容	
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	種 別	内 容
	譲渡承認手数料	（略）

2 料金額

料金種別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800円(税込価格 880円)

新旧対照

旧	新						
第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。） 第1 施設設置負担金 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 施設設置負担金の適用</td><td> ア 施設設置負担金は、第1種総合デジタル通信サービス（タイプ1に係る第1種契約のものに限ります。）又は第2種総合デジタル通信サービス（臨時第2種契約以外のものに限ります。）について適用します。 イ 西日本電信電話株式会社と総合デジタル通信サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の総合デジタル通信サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を西日本電信電話株式会社からの通知により確認できたときは、2（料金額）の規定にかかわらず、施設設置負担金は適用しません。 </td></tr> <tr> <td>(2) 施設設置負担金の差額負担</td><td> 契約の申込みをする者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（その契約の申込みをする者が電気通信事業者の場合は、当社とその電気通信事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び当社の定める卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。以下 において同じとします。）における、当社の契約約款により提供される電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。以下 において同じとします。）と同時に、新たに契約を締結してその場所で総合デジタル通信サービスの提供を受ける場合の施設設置負担金の額は、次のとおりとします。 ただし、取扱所交換設備から契約者回線の終端までの電気通信回線について新設の工事をするときは、この差額負担の規定は適用しません。 </td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 施設設置負担金の適用	ア 施設設置負担金は、第1種総合デジタル通信サービス（タイプ1に係る第1種契約のものに限ります。）又は第2種総合デジタル通信サービス（臨時第2種契約以外のものに限ります。）について適用します。 イ 西日本電信電話株式会社と総合デジタル通信サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の総合デジタル通信サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を西日本電信電話株式会社からの通知により確認できたときは、2（料金額）の規定にかかわらず、施設設置負担金は適用しません。	(2) 施設設置負担金の差額負担	契約の申込みをする者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（その契約の申込みをする者が電気通信事業者の場合は、当社とその電気通信事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び当社の定める卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。以下 において同じとします。）における、当社の契約約款により提供される電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。以下 において同じとします。）と同時に、新たに契約を締結してその場所で総合デジタル通信サービスの提供を受ける場合の施設設置負担金の額は、次のとおりとします。 ただし、取扱所交換設備から契約者回線の終端までの電気通信回線について新設の工事をするときは、この差額負担の規定は適用しません。	第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。） 第1 削除
区 分	内 容						
(1) 施設設置負担金の適用	ア 施設設置負担金は、第1種総合デジタル通信サービス（タイプ1に係る第1種契約のものに限ります。）又は第2種総合デジタル通信サービス（臨時第2種契約以外のものに限ります。）について適用します。 イ 西日本電信電話株式会社と総合デジタル通信サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の総合デジタル通信サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を西日本電信電話株式会社からの通知により確認できたときは、2（料金額）の規定にかかわらず、施設設置負担金は適用しません。						
(2) 施設設置負担金の差額負担	契約の申込みをする者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（その契約の申込みをする者が電気通信事業者の場合は、当社とその電気通信事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び当社の定める卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。以下 において同じとします。）における、当社の契約約款により提供される電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。以下 において同じとします。）と同時に、新たに契約を締結してその場所で総合デジタル通信サービスの提供を受ける場合の施設設置負担金の額は、次のとおりとします。 ただし、取扱所交換設備から契約者回線の終端までの電気通信回線について新設の工事をするときは、この差額負担の規定は適用しません。						

新旧対照

旧				新	
	施設設置負担金の額（残額があるときに限ります。）	＝	新たに提供を受ける総合デジタル通信サービスの施設設置負担金の額	＝	解除する電気通信サービスに係る契約を締結したときの施設設置負担金（協定等における施設設置負担金に相当するものを含みます。以下この欄において同じとします。）の額と、その電気通信サービスに係る契約内容の変更により支払われた施設設置負担金の額を合算した額
2 施設設置負担金の額					
1 契約者回線ごとに					
区 分		施設設置負担金の額			
第1種総合デジタル通信サービス （タイプ1に係る第1種契約のものに限ります。）		36,000円(税込価格 39,600円)			
第2種総合デジタル通信サービス （臨時第2種契約以外のものに限ります。）		51,000円(税込価格 56,100円)			

新旧対照

旧

第2 工事費

1 適用

区 分	内 容				
(1) 工事費の算定	(略)				
(2) 基本工事費の適用	ア 配線工事及び機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 <u>ただし、施設設置負担金の支払いを要する工事の場合であって配線工事及び機器工事を伴わないときは、基本工事費は適用しません。</u> イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。				
(3) 交換機等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費の適用	交換機等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。 <table><tr><th>区 分</th><th>交換機等工事費等の適用</th></tr><tr><td>ア 交換機等工事費</td><td> (ア) 総合デジタル通信サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 <u>ただし、番号情報送出機能(ダイヤルイン)、着信課金機能(フリーアクセス)、着信短縮ダイヤル機能、転送元電話番号受信機能及び登録制御信号送信機能に係る工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。</u> </td></tr></table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	(ア) 総合デジタル通信サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 <u>ただし、番号情報送出機能(ダイヤルイン)、着信課金機能(フリーアクセス)、着信短縮ダイヤル機能、転送元電話番号受信機能及び登録制御信号送信機能に係る工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。</u>
区 分	交換機等工事費等の適用				
ア 交換機等工事費	(ア) 総合デジタル通信サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 <u>ただし、番号情報送出機能(ダイヤルイン)、着信課金機能(フリーアクセス)、着信短縮ダイヤル機能、転送元電話番号受信機能及び登録制御信号送信機能に係る工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。</u>				

新

第2 工事費

1 適用

区 分	内 容				
(1) 工事費の算定	(略)				
(2) 基本工事費の適用	ア 配線工事及び機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。				
(3) 交換機等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費の適用	交換機等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。 <table><tr><th>区 分</th><th>交換機等工事費等の適用</th></tr><tr><td>ア 交換機等工事費</td><td> (ア) 総合デジタル通信サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 </td></tr></table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	(ア) 総合デジタル通信サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。
区 分	交換機等工事費等の適用				
ア 交換機等工事費	(ア) 総合デジタル通信サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。				

新旧対照

旧				新			
		(イ) 共用契約者回線の指定若しくは指定の変更、区別の変更又は端末設備の利用方法の変更に関する工事について、1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、交換機等工事費を適用します。				(イ) 共用契約者回線の指定若しくは指定の変更、区別の変更又は端末設備の利用方法の変更に関する工事について、1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、交換機等工事費を適用します。	
	イ 屋内配線工事費	(略)			イ 屋内配線工事費	(略)	
	ウ 機器工事費	(略)			ウ 機器工事費	(略)	
(4) 区別の変更又は移転の場合の工事費の適用	区別の変更の場合の工事費は、変更後の区別に対応する設備に関する工事に適用し、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事に適用します。			(4) 区別の変更の場合の工事費の適用	区別の変更の場合の工事費は、変更後の区別に対応する設備に関する工事に適用します。		
(5)～(9) (略)	(略)			(5)～(9) (略)	(略)		
(10) 割増工事費の適用	次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。 (略)			(10) 割増工事費の適用	次表に規定する時間帯での施工を指定する請求があった場合の工事費は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。 (略)		
(11) 工事費の適用除外	(略)			(11) 工事費の適用除外	(略)		
(12) 工事費の減額適用	(略)			(12) 工事費の減額適用	(略)		

新旧対照

旧	新
---	---

2 工事費の額

2-1 契約者回線の設置若しくは移転、共用契約者回線の指定若しくは指定の変更、区別の変更、端末設備の利用方法の変更、付加機能の利用開始若しくは利用変更、番号ポータビリティに伴う契約者回線番号の付与、端末設備の設置若しくは移転又は回線相互接続に関する工事

区	分	単	位	工事費の額
(1) 基本工事費	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 交換機等工事費	ア イ又はウ以外の場合		(略)	(略)
	イ	共用契約者回線の指定若しくは指定の変更、区別の変更又は端末設備の利用方法の変更に関する工事		(略)
	ウ 付加機能に関する工事	(ア) (イ)から(ク)以外の工事の場合(契約者回線の設置又は移転に関する工事と同時に施工する場合を除きます。)		(略)
		(イ)～(ク)	(略)	(略)
(3) 屋内配線工事費	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 機器工事費	(略)	(略)	(略)	(略)

2 工事費の額

2-1 共用契約者回線の指定若しくは指定の変更、区別の変更、端末設備の利用方法の変更、付加機能の利用開始若しくは利用変更、番号ポータビリティに伴う契約者回線番号の付与、端末設備の設置若しくは移転又は回線相互接続に関する工事

区	分	単	位	工事費の額
(1) 基本工事費	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 交換機等工事費	ア イ又はウ以外の場合		(略)	(略)
	イ	共用契約者回線の指定若しくは指定の変更、区別の変更又は端末設備の利用方法の変更に関する工事		(略)
	ウ 付加機能に関する工事	(ア) (イ)から(ク)以外の工事の場合		(略)
		(イ)～(ク)	(略)	(略)
(3) 屋内配線工事費	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 機器工事費	(略)	(略)	(略)	(略)

第3 線路設置費

1 適用

区	分	内	容
(1) 線路設置費の差額負担	ア 現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所で総合デジタル通信サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。 ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。		

第3 削除

新旧対照

旧			新
	線路設置費の額（残額があるときに限ります。） = 新たに提供を受ける総合デジタル通信サービスの線路設置費の額 = 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の線路設置費の額 イ アの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。		
(2) 移転前の区域外線路の一部を使用する場合の線路設置費の適用	移転後の契約者回線の終端が総合デジタル通信サービス区域外となる場合（契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り、線路設置費を適用します。		
(3) 契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の額の適用	契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線（臨時第1種契約以外のもの又は臨時第2種契約以外のもの）に限り、<u>ア 契約者回線がその収容総合デジタル通信サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合</u> <u>(ア) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</u> <u>(イ) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域を超える地点から引込柱までの線路</u> <u>イ ア以外の場合</u> <u>(ア) その収容総合デジタル通信サービス取扱所が所在する総合デジタル通信サービス区域（その総合デジタル通信サービス区域に対応する電話加入区域に収容区域が定められているときは、その収容総合デジタル通信サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</u> <u>(イ) その収容総合デジタル通信サービス取扱所が所在する総合デジタル通信サービス区域を超える地点から引込柱までの線路</u>		

新旧対照

旧

2線路設置費の額

2-12-2以外の場合

区 分		単 位	線路設置費の額
第1種総合デジタル通信サービス		1 契約者回線ごとに	別に算定する実費
第2種総合デジタル通信サービス	臨時契約以外のもの	1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに	18,000円 (税込価格 19,800円)
	臨時契約のもの	1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに	4,500円 (税込価格 4,950円)
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する電話サービス取扱所において閲覧に供します。			

2-2 契約者回線が異経路となる場合

1 契約者回線ごとに

区 分	線路設置費の額
第1種総合デジタル通信サービス（臨時第1種契約以外のものに限ります。）又は第2種総合デジタル通信サービス（臨時第2種契約以外のものに限ります。）	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する総合デジタル通信サービス取扱所において閲覧に供します。	

新

附 則（令和6年8月30日東経営第000200000378号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和6年9月1日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している第1種契約（タイプ1に係るものに限ります。）及び第2種契約の解除と同時に、新たに当社の契約約款により提供される電気通信サービス（施設設置負担金の支払いを要するものに限ります。以下同じとします。）の契約を締結してその場所で電気通信サービスの提供を受ける際に施設設置負担金の差額負担の規定を適用する場合の、総合デジタル通信サービスの施設設置負担金の額は、次のとおりとします。
施設設置負担金の額

新旧対照

旧	新						
	1 契約者回線ごとに <table><tr><th>区 分</th><th>施設設置負担金の額</th></tr><tr><td>第1種総合デジタル通信サービス (タイプ1に係る第1種契約のものに限ります。)</td><td>36,000円(税込価格 39,600円)</td></tr><tr><td>第2種総合デジタル通信サービス (臨時第2種契約以外のものに限ります。)</td><td>51,000円(税込価格 56,100円)</td></tr></table> 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	区 分	施設設置負担金の額	第1種総合デジタル通信サービス (タイプ1に係る第1種契約のものに限ります。)	36,000円(税込価格 39,600円)	第2種総合デジタル通信サービス (臨時第2種契約以外のものに限ります。)	51,000円(税込価格 56,100円)
区 分	施設設置負担金の額						
第1種総合デジタル通信サービス (タイプ1に係る第1種契約のものに限ります。)	36,000円(税込価格 39,600円)						
第2種総合デジタル通信サービス (臨時第2種契約以外のものに限ります。)	51,000円(税込価格 56,100円)						

音声利用 I P 通信網サービス約款の一部改正
新旧対照

旧	新																
第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ (略) (4)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用</td><td>現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送出機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は番号ポータビリティ（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円(税込価格 2,200円)を加算して適用します。</td></tr><tr><td>(6) ～ (略) (9)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (4)	(略)	(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送出機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は番号ポータビリティ（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円(税込価格 2,200円)を加算して適用します。	(6) ～ (略) (9)	(略)	第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ (略) (4)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用</td><td>現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転（電話サービスに係るものに限ります。）、番号情報送出機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は番号ポータビリティ（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円(税込価格 2,200円)を加算して適用します。</td></tr><tr><td>(6) ～ (略) (9)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (4)	(略)	(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転（電話サービスに係るものに限ります。）、番号情報送出機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は番号ポータビリティ（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円(税込価格 2,200円)を加算して適用します。	(6) ～ (略) (9)	(略)
区 分	内 容																
(1) ～ (略) (4)	(略)																
(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送出機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は番号ポータビリティ（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円(税込価格 2,200円)を加算して適用します。																
(6) ～ (略) (9)	(略)																
区 分	内 容																
(1) ～ (略) (4)	(略)																
(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転（電話サービスに係るものに限ります。）、番号情報送出機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は番号ポータビリティ（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円(税込価格 2,200円)を加算して適用します。																
(6) ～ (略) (9)	(略)																
	附 則（令和6年8月30日東経営第000200000378号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和6年9月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。																